番号	質問（問い合わせ内容）	回答案
1	令和8年度青森県介護支援専門員研修受講支援事業費補助金とはどのような制度ですか？	介護支援専門員（ケアマネジャー）の確保および定着を図るため、介護施設・事業所に勤務する介護支援専門員が法定研修を受講する際、当該事業所等の運営法人が負担した受講料に対して県が補助金を交付する制度です。
2	補助金の申請主体（申請者）は受講者本人ですか、それとも法人（事業者）ですか？	補助金の申請主体は、受講者を直接雇用する事業所等の運営法人（事業者）です。
3	この補助金は予算の上限に達した場合、年度途中でも受付が終了しますか？	県の予算の範囲内で交付されるため、申請額の合計が予算額に達した場合は受付を終了することがあります。受講決定後は早めの手続きを推奨します。
4	過去の年度に受講した研修の費用についても、令和8年度の補助対象になりますか？	令和8年度内に実施される対象研修が補助対象となります。
5	補助金は受講料支払前に概算払（前払い）を受けることができますか？	事業完了後（研修修了・受講料支払完了後）に実績報告を行い精算払を受ける仕組みです。
6	市町村独自で介護支援専門員の研修受講補助を行っている場合、県の補助金と重複して受給できますか？	同一の受講費用に対して他の公的補助金と重複して受給することはできません。
7	個人事業主の介護サービス事業所でも申請対象になりますか？	対象となる事業所等を開設していれば申請可能です。
8	受講料を運営法人が全額負担していなくても補助対象になりますか？	運営法人が受講料の一部または全額を負担していれば対象となります。
9	令和8年度の申請受付期間はいつからいつまでですか？	県の申請受付開始日から令和９年1月15日までとなります。 令和９年1月16日から3月31日までの期間に申請する場合は、申請受付期間内に問合せフォームよりその旨お知らせください。事前のご連絡がない場合は当該期間は受付しません。
10	補助金の交付決定前に受講料を振り込んでしまった場合でも補助対象になりますか？	令和8年度内に実施される対象研修の受講料であれば、交付決定前の振込であっても当該年度内の事業費用として認められます。
11	他都道府県（例：秋田県や岩手県など）で実施された研修を受講した場合、補助対象になりますか？	公益社団法人青森県介護支援専門員協会が実施する法定研修が対象となるため、他都道府県で実施された研修は補助対象外です。
12	補助対象となる研修の種類には何がありますか？	公益社団法人青森県介護支援専門員協会が実施する、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員更新研修（専門研修Ⅰ・Ⅱ、実務未経験者を含む）、介護支援専門員再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修などの法定研修が対象です。 ただし、今年度は令和8年12月までに修了する研修が対象です。 それ以降に修了する研修については、順次更新される県のHPをご確認ください。

13	研修で使用する「テキスト代（教材費）」は補助対象経費に含まれますか？	テキスト代や参考書代などの教材費は補助対象外です。受講料（受講代金）本体のみが対象経費となります。
14	研修会場までの交通費や宿泊費、駐車料金は補助対象になりますか？	交通費、旅費、宿泊代、駐車料金などは補助対象外です。
15	オンライン研修を受講する際にかかった通信費やパソコン購入費は補助対象になりますか？	機器購入費や通信環境整備費、通信料は補助対象外です。
16	介護支援専門員実務研修（合格後の研修）は補助対象になりますか？	公益社団法人青森県介護支援専門員協会が実施する介護支援専門員実務研修も補助対象研修に含まれます。
17	主任介護支援専門員研修（主任ケアマネ研修）の受講料は対象になりますか？	公益社団法人青森県介護支援専門員協会が実施する主任介護支援専門員研修および主任介護支援専門員更新研修は対象となります。
18	更新研修（専門研修課程Ⅰ）と（専門研修課程Ⅱ）の両方を受講した場合、両方申請できますか？	同一年度内に修了した対象研修であれば、それぞれの受講料について申請可能です。
19	民間事業者が独自に開催している「ケアマネ試験対策講座」や「スキルアップセミナー」は対象ですか？	法定研修ではない一般の講習会・スキルアップ講座は対象外です。
20	分割払いで支払った受講料も対象になりますか？	受講料の総額が特定でき、補助対象施設の運営法人から受講者へ年度内に支払完了していることが確認できれば対象となります。
21	受講料の領収書が法人名義ではなく受講者個人名義になっている場合は対象外ですか？	証明書（第４号様式の別紙２（第８関係））等により、補助対象事業所の運営法人がその費用を負担（手当支給や立替精算）した証明ができれば対象として認められます。
22	青森県介護支援専門員協会以外の団体が県内で開催した法定研修は対象になりますか？	青森県から指定を受けた公益社団法人青森県介護支援専門員協会が実施する法定研修に限定されていますので対象外です。
23	居宅介護支援事業者のみが対象ですか？介護施設等も対象になりますか？	居宅介護支援だけでなく、介護保険法に基づく介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設、デイサービス、訪問介護等の指定介護サービス事業所全般が対象です。詳細は交付要綱別表2（第2条関係）をご確認ください。
24	医療機関（病院・診療所）に勤務するケアマネジャーの研修受講費用は対象になりますか？	医療機関自体は対象外ですが、医療機関が併設する「みなし指定居宅介護支援事業所」や「併設介護医療院」等に直接雇用されているケアマネジャーは対象です。
25	障害福祉サービス事業所（相談支援事業所等）に勤務するケアマネジャーは対象ですか？	介護保険法に規定される指定サービスを提供する事業所が対象となるため、障害福祉サービス単独事業所は対象外です。
26	地域包括支援センターの職員（保健師・社会福祉士・主任ケアマネ）は対象になりますか？	指定介護予防支援事業者等の指定を受けているか、受講者が介護支援専門員として配置されている場合は対象となり得ます。

27	地域密着型通所介護や小規模多機能型居宅介護の事業所も対象に含まれますか？	地域密着型サービス事業者（小規模多機能、認知症対応型通所介護、グループホーム等）も対象事業所に含まれます。
28	休止中の介護サービス事業所に所属する職員の受講は補助対象になりますか？	休止中の事業所は実質的なサービス提供が行われていないため、原則として対象外となります。
29	開設予定（新規指定申請中）の事業所に採用予定のケアマネジャーは対象になりますか？	申請時点で事業所が開設されていれば、採用予定のケアマネジャーも対象となります。
30	併設する複数の事業所（例：居宅介護支援と訪問看護）を兼務している場合は申請できますか？	いずれかの対象事業所に所属し直接雇用されていれば申請可能です。
31	有料老人ホーム（住宅型）の計画作成担当者は補助対象になりますか？	特定施設入居者生活介護の指定を受けていない住宅型有料老人ホーム単体は対象外ですが、併設する居宅介護支援事業所等に直接雇用されているケアマネージャー（計画作成担当者） であれば対象です。
32	生活介護や就労継続支援等の障害福祉施設と介護施設を兼務している場合は？	介護保険法上の指定事業所等に主たる雇用関係または配置がある場合は対象となります。
33	青森県外に本社がある法人の青森県内事業所に勤務するケアマネジャーは対象ですか？	青森県内に所在し、介護保険法上の指定事業所等であれば対象となります。
34	青森県内の法人が県外に設置している事業所のケアマネジャーは対象ですか？	県外事業所は対象外です。青森県内の事業所等に勤務するケアマネジャー（計画作成担当者）が対象です。
35	地方自治体（市町村直営）の介護保険施設・事業所に勤務する職員は対象ですか？	公立事業所等であっても直接雇用のケアマネジャー（計画作成担当者）であれば対象となり得ます。
36	社会福祉協議会が運営する居宅介護支援事業所は対象ですか？	対象となります。
37	NPO法人が運営する小規模多機能型居宅介護は対象ですか？	対象となります。
38	非常勤（パート・アルバイト）のケアマネジャーも補助対象になりますか？	直接雇用契約が締結されているケアマネジャー（計画作成担当者）であれば、常勤・非常勤を問わず補助対象となります。
39	派遣会社から派遣されているケアマネジャー（派遣社員）は対象になりますか？	派遣社員は派遣元との雇用関係となるため、派遣先である事業所等の直接雇用にあたらず対象外です。
40	補助対象研修期間の最終日から3か月未満で自己都合退職してしまった場合、補助金はどうなりますか？	継続就業要件を満たせなくなるため、補助金の交付対象外（交付決定取消）となります。

41	受講開始時点でまだケアマネジャーとして配置されておらず、他の介護職として勤務している場合は？	事業所等に直接雇用されている職員で、研修修了後にケアマネジャーとして業務に従事する予定であれば対象となります。
42	産休・育休中の職員が休暇・休業期間中に受講した場合、継続勤務要件はどう判定しますか？	雇用関係が継続しており、復職後を含めて実質的な勤務期間が確認できれば対象として認められます。
43	研修修了後に同一法人内の別の青森県内事業所に異動した場合は継続勤務とみなされますか？	同一法人内の青森県内対象事業所への異動であれば、継続雇用として認められます。
44	法人の役員（理事・取締役等）がケアマネジャーを兼務している場合は対象になりますか？	事業所において実質的な雇用関係・労働実態がありケアマネジャーとして従事していれば対象となり得ます。
45	試用期間中の職員は対象になりますか？	直接雇用の契約が結ばれていれば試用期間中であっても対象となります。
46	病気休職中の職員が受講した場合の継続就業判定は？	休職期間は除外し、復職後に実際に勤務した期間をもって就業継続の要件を判定します。
47	受講前は看護師として勤務し、修了後にケアマネジャーに転換する場合は対象ですか？	同一事業所で直接雇用が継続し、受講後ケアマネジャーとして従事する場合は対象です。
48	受講料を本人が一旦立替払いした場合、補助対象になりますか？	補助対象施設の運営法人が受講者本人に対して立替分を精算（手当支給・振込等）したことが実績報告書等で確認できれば対象です。
49	研修中に定年退職を迎えるが、定年後再雇用（嘱託）される場合は対象ですか？	雇用関係が途切れず継続（再雇用）され、補助対象研修期間の最終日から3か月勤務すれば対象となります。
50	1つの事業所から同時に複数のケアマネジャーを申請することは可能ですか？	人数の制限はありません。要件を満たす受講者全員分を申請可能です。
51	過去にこの補助金を受けたことがあるケアマネジャーが、別の更新研修を受ける場合再申請できますか？	交付要綱別表１（第２関係）に定める補助対象研修を受ける場合であって要件を満たす場合は、過去に受給歴があっても申請可能です。
52	受講中に事業所が他法人へ事業譲渡（M&A）された場合はどうなりますか？	雇用が新法人へそのまま引き継がれ、勤務が継続していれば申請・受給が可能です。
53	受講者が死亡または重度の傷病により継続勤務できなくなった場合は返還が必要ですか？	不可抗力による離職の場合、やむを得ない事情として返還免除の対象となる場合があります。このような場合は問合せフォームにてご相談ください。
54	受講者の勤務時間が「週15時間」などの短時間パートでも雇用条件を満たしますか？	直接雇用の契約があれば短時間勤務者も対象です。

55	受講者が自ら開業した個人事業主（ケアマネジャー）本人の場合は対象になりますか？	個人事業主本人は「雇用される者」にあたりませんが、介護事業所等の運営法人による受講費負担として申請可能です。
56	外国人材（特定技能・EPA等）の介護支援専門員受講も対象になりますか？	交付要綱別表２（第２関係）に定める事業所等に直接雇用されていれば国籍を問わず対象です。
57	補助金の補助率と1人あたりの上限額はいくらですか？	補助率は補助対象経費の「2分の1（1/2）」、受講者1人あたりの補助基準額の上限額は「20,000円」です。
58	受講料が30,000円の場合、補助金はいくらになりますか？	受講料30,000円と補助基準額の上限額20,000円を比較して少ない方の額に補助率を乗じた額が補助金額となります。（20,000円×1/2=10,000円）
59	補助額の計算で1,000円未満の端数が出た場合、どのように処理しますか？	算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額となります。
60	「一般教育訓練給付金」を受給した場合、併用できますか？また計算方法は？	併用可能ですが、受講料から教育訓練給付金を控除した後の額に対して1/2を乗じます。
61	受講料に対して消費税が含まれていますが、消費税は補助対象経費に含まれますか？	消費税込みの受講料支払額を対象経費として計算します。
62	補助額が1,000円未満となった場合でも交付申請できますか？	1,000円未満切り捨てにより補助額が0円となる場合は申請できません。
63	受講料振込時の「振込手数料」は補助対象経費に含めることができますか？	銀行の振込手数料は補助対象外です。
64	複数の受講者の補助金を合算して1つの交付申請書で提出できますか？	同一法人・同一事業所であれば、複数の受講者をまとめて1通の交付申請書（明細調書添付）で申請可能です。
65	補助金の交付を受けた場合、事業所の収入として非課税扱いになりますか？	税務上の扱いは税理士等にご確認ください。
66	交付決定後に受講料の値上げがあった場合、変更申請が必要ですか？	受講料変更に伴い交付申請額が増加又は大幅に減少する場合は「事業変更承認申請書（第2号様式）」の提出が必要です。（軽微な減額の場合は変更申請は不要。実績報告のみの提出で構いません。）
67	予算の範囲を超える申請があった場合、一律カット調整されますか？	申請順（先着順）による受付、または必要に応じた決定額調整が行われます。
68	申請書に押印（代表者印）は必要ですか？	全ての書類 において押印は不要です。

69	交付決定後、申請内容に変更（受講者の変更・辞退・研修種別変更）が生じた場合はどうすればよいですか？	速やかに「青森県介護支援専門員研修受講支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）」を提出してください。
70	口座振込依頼書に登録する振込口座は個人名義でも大丈夫ですか？	必ず法人名義（個人事業主の場合は事業主名義でも可）の口座を指定してください。受講者個人の口座は指定できません。
71	申請書類の提出方法は郵送ですか、それともオンライン・メール提出ですか？	原則として、青森県電子申請・届出システム（オンライン）でお願いします。なお、証明書（第4号様式の別紙２）は研修受講者の自筆での署名が必要となるため、一度印刷及び署名した後、スキャン又は撮影するなどして添付ください。
72	交付申請の受付開始前にすでに受講を開始している場合はどうすればよいですか？	当該年度内の研修であれば、受付開始後の定められた期限までに遡及して申請が可能です。
73	法人の名称や代表者が変更になった場合の届出は？	変更承認申請書に変更内容が確認できる書類を添付の上、提出してください
74	実績報告書（第4号様式）はいつまでに提出しなければなりませんか？	交付要綱に定める要件を全て満たした日から30日を経過した日、または令和９年4月15日のいずれか早い期日までに提出が必要です。
75	実績報告時に添付する「修了証明書」は原本提出ですか、コピーでよいですか？	修了証明書の写し（コピー）の添付となります。
76	受講料の「支払証明書」とはどのような書類を提出すればよいですか？	振込受領書（控え）の写し、銀行口座の口座振替明細の写し、または協会発行の受講料領収書の写し等を提出します。
77	証明書（第４号様式別紙２様式）に研修受講者の自筆署名は必要ですか？	研修受講者本人の自筆署名が必要な様式となっています。一度印刷及び署名した後、スキャン又は撮影するなどして青森県電子申請システムにてご提出ください。
78	補助金に関する証拠書類（申請書控え・領収書・振込明細・修了証写し等）は何年間保存する必要がありますか？	補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
79	県の現地調査・会計検査が入った場合、書類の提示義務はありますか？	保存期間中の証拠書類について、県の求めに応じて速やかに提示・提出する義務があります。
80	実績報告の提出が遅れた場合、補助金は支給されなくなりますか？	正当な理由なく提出期限を過ぎた場合、交付決定が取り消されることがありますので期限を厳守してください。
81	修了証を紛失してしまった場合、実績報告はどうすればよいですか？	介護支援専門員再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修については、県高齢福祉保険課に証明書交付を依頼し、その写しを添付してください。それ以外の補助対象研修については、公益社団法人青森県介護支援専門員協会に証明書交付を依頼し、その写しを添付してください。

82	実績報告で交付決定額より実際の受講料負担が減額となった場合の処理は？	実績報告に基づき補助金額を確定し、当該確定した金額で交付します。
83	1人の受講者が同一年度内に「主任ケアマネ研修」と「更新研修」の両方を修了した場合、補助基準額の上限額はそれぞれ2万円適用されますか？	研修種別ごとにそれぞれ申請可能です。各研修につき補助基準額の上限2万円に補助率を乗じます。
84	補助金受領後に不正受給（虚偽の勤務実態等）が発覚した場合のペナルティは？	交付決定の全額取消、補助金の返還命令等の措置が取られます。
85	要綱に記載がない特殊なケースの判断はどこに相談すればよいですか？	問合せフォームにお問い合わせください。